

ブラジルにおける大豆生産と契約栽培

——ルッカスドリオベルジ市の事例研究——

さ の さや か
佐 野 聖 香

《要 約》

ブラジルでは、世界の食料需要増加により、アグリビジネスによる垂直的統合がさまざまな作物で進展している。その代表例が大豆コンプレックスであり、大豆生産の主生産地域の中西部の大豆農家は契約栽培によって生産面で包摂されている。

本稿では、中西部マットグROSS州ルッカスドリオベルジ市を事例に、ブラジルの大豆生産における契約栽培が進展している要因を検討した。農家は、契約栽培に包摂されることによって、大豆価格や投入財価格のリスクの一部を軽減することにより収益の不確実性を減少させ、また運転資金や販売にかかわる費用を節約することが可能となっている。一方、企業においても、価格リスクの一部を負担することで、安定的な量および均一的な品質の大豆の確保が可能となっていることが明らかになった。さらに、中西部で契約栽培が普及しているのは、その地域の農業規模に対する公的農村融資制度が欠如しているためである。したがって、ブラジルをはじめとする新興諸国や開発途上国では、先進国に比して市場やそれを支える制度が十分に機能していないという各国の国内環境の問題に目を向けることも重要となってくる。

はじめに

- I 契約栽培に関する理論的考察
- II ブラジルの大豆生産と大豆コンプレックス
- III ルッカスドリオベルジ市における大豆生産の事例研究
- IV 契約栽培が進展している要因
おわりに

はじめに

ブラジルの農業は16世紀から国際市場と結びついて発展してきた。北東部におけるサトウキビプランテーション、サンパウロ州における

コーヒー農園など、ブラジル経済の発展は農業と共に歩んできた。

そうしたなか、世界の農産物市場では2つの大きな出来事があり、それにより世界の農産物貿易と新興諸国・開発途上国の農業は大きく変化している。ひとつはGATT-ウルグアイ・ラウンド交渉により、先進国における農業保護が削減されたことである。これにより、世界の農業輸出に占める先進国比重が低下し、一方でブラジルをはじめとする新興諸国からの農産物輸出が増加している。もうひとつは中国をはじめ

とする世界的な食料需要の増加である。世界人口の増加、新興諸国の成長を背景に、ブラジルは食料供給国として揺るぎない地位を築いている。主だった輸出品もコーヒー、サトウキビ等の伝統的亜熱帯作物、大豆、トウモロコシ等の耕種作物、牛肉・豚肉・家禽肉など食肉製品、オレンジジュース等の農産物加工品、紙・パルプ等の林産品と多岐にわたる。ブラジルにおける農産物の多くは、生産から加工・流通までのすべての段階をアグリビジネスによって支配される垂直的統合が進展している。そして、ブラジルにおいてアグリビジネスによる垂直的統合の代表作物のひとつが大豆である。

開発途上国では、アグリビジネスによる垂直的統合の生産面での包摂として、契約栽培もしくは直営農場経営が選択される。世界開発投資報告によれば、ブラジルの大豆では全体の35パーセントが多国籍アグリビジネスによる契約栽培である [UNCTAD 2009, 119]^(注1)。契約栽培とは、農家と企業の間で①一定期間、②生産開始前に口頭もしくは書面にて、③企業が農家に対して資源を提供、もしくはひとつ以上の特殊な生産条件を与え、④企業がひとつ以上の市場条件を与え、⑤農家が土地の所有もしくは支配権をもって農業生産を行うが、⑥農産物に対する権利は農家にないことを指す [Prowse 2012, 11]。その上でプロウセは、開発途上国での契約形態を①資源提供型契約 (resource-providing contract) と②生産管理型契約 (production-management contract) に分類する [Prowse 2012]。資源提供型契約は、企業から特定の投入財・技術が提供され、生産物を企業に納めることが要求される。農家は投入財に対する選択、アクセス、購入に関するコストが縮小し、企業は収穫

物の品質と報酬が約束される。この形態は、特殊な投入財を利用する、品質の標準化が求められる、あるいは農家が投入財市場へのアクセスができない穀物で利用されている。一方、後者は企業が生産条件や加工条件を規定し、農家は生産過程における意思決定を放棄することで、高品質な農産物の販売を行える。いずれにしろ農家は企業に対し作物の安定的供給を保証し、企業も農家に対し安定した市場と所得源を保証する。ブラジルの大豆では、“Soja Verde (青田貸し)” もしくは“パコーチ (Pacote)” と呼ばれる契約が行われている。これは、企業が農家に対して投入財を購入する資金あるいは投入財そのものを事前に渡し、それらを大豆の収穫物で相殺する方法であり、上記の分類によれば資源提供型契約にあたる。

ブラジルのアグリビジネスに関する研究は、1990年代半ば頃から始まり、アグリビジネスによる垂直的統合が世界市場・マクロ経済に与えている影響 [Kageyama 1996; Wilkinson 2010]、ブラジル地域経済・雇用への影響 [Mueller and Martine 1997; Frederico 2012] などさまざまな研究が行われている。だがブラジルでは、1960年代に農地改革を実施するもののその効果はわずかであり、それ以降においても土地所有構造を根本から変革する農地改革によって分配の平等化を図る道をとらず、非生産的な土地を接収しながらも、市場志向的な農業生産を拡大する、いわゆる近代的農業を実践すると同時に未利用・未開拓地を農地に転換することで農業生産を拡大する道をとっている [西川 1983; Nakatani, Faleiros, and Vargas 2012; 佐野 2013]。そのため小規模農家の衰退・森林破壊・生物多様性の喪失、遺伝子組み換え大豆の普及による食の安全性の

問題などから批判的に論じる研究も少なくない [Mueller 1992; Delgado 2005; Hisano and Altoé 2008]。日本においても、2000年代以降に、大豆産業における多国籍アグリビジネスの参入とその影響について考察した小池 [2007] や大豆栽培地域の農業構造分析について分析した佐野 [2005] が挙げられる。だがこうした研究の多くは、多国籍アグリビジネス（穀物メジャー）による支配構造の解明に主眼がおかれ、垂直的統合に包摂されている大豆農家と企業の契約関係を実証的に研究しているものは少ない。

そこで本稿では、これまでの研究では断片的にしかな言及されていないブラジルの大豆農家の契約栽培について、マツグロソ州ルッカスドリオベルジ市（以下、ルッカス）におけるアグリビジネスと大豆農家の契約関係から、大豆生産における農家と企業による契約関係はどのような形態になっており、それは双方にとってどのような役割を成しているのか、そこに包摂されている農家はどのような層であるのかを検討する。

ここにおいてルッカスを事例に取り上げるのは、同地域が大豆の主生産地帯のひとつだからである。現在、ブラジルにおける大豆生産の半分程度をマツグロソ州が占めており、ルッカスは州内において第9位の生産量を誇る。すなわちその契約関係は、垂直的統合における生産面での農家の包摂を代表する形態のひとつとして捉えることが可能であると考えられる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第I節で契約栽培に関する理論的考察を行い、なぜ契約栽培が選択されているのかを取引コスト論の枠組みから説明した上で、取引コスト論の

議論だけでは捉えきれない要因があることを指摘する。次に第II節で、ブラジルの大豆生産の現状および垂直的統合の進展度合いを示す。これに続く第III節では、ルッカスにおける事例研究から契約栽培を分析し、第IV節では契約栽培が浸透している要因を考察する。最後に、以上の分析を総括することで結びに代えたい。

I 契約栽培に関する理論的考察

契約栽培あるいは企業の垂直的統合に焦点を当てたアプローチで最も主要な考え方が、取引コスト論である。同理論は、コースが創始し、ウィリアムソンによって精緻化されてきた。取引コストとは、限定合理的で機会主義的な人間同士が取引を行う場合に発生する費用のことである。こうした取引コストは、「不確実性」、「資産の特殊性」、「取引頻度」といった要因により増減する [Williamson 1985]。

契約栽培による垂直的統合は、こうした取引コストを節約するとされる。契約農家は、市場チャネルが保証されたことにより不確実性が減少し、また企業にとっても契約栽培により、均一的な作物と安定した量を確保することができ、不確実性が減少する。また、契約農家は市場チャネルを保証されたことで、資産の特殊性（たとえば農場の修繕や多年生灌木の植え付けなど）に対する投資を拡大することが可能である。企業にとっても、農産物の均一性や安定的な供給が確保されたことにより、資産の特殊性（たとえば加工施設や貯蔵施設の拡大など）への投資が拡大する。こうして企業と農家は連続的な取引が行えるのである [Prowse 2012, 29-30]。また「資産の特殊性」は、スポット市場ではホール

ドアップ問題を引き起こし、スポット市場が機能していないときに契約栽培が進展する場合もある [MacDonald et al. 2004, 24-28]。

このように取引コスト論では、不確実性や資産の特殊性が高いほどスポット市場よりも契約栽培が選択され、さらにそれらが高まることで直営農場経営を選択することになる。だが、大豆は非遺伝子組み換え作物 (Non-GMO) など一部の用途を除けば、果樹や樹木作物に比して必ずしも資産の特殊性が高い作物とは言い難い。したがって、大豆生産において契約栽培が選択される要因については上記以外の側面も考慮する必要性が存在するといえるだろう。

そのひとつが、農村環境である。農村ではお互いが顔見知りで、情報 (うわさを含め) が瞬時に広がりやすい環境であることから、約束 (契約) などを破ったときの信用失墜コストが都市部に比べ高くつく。そのため、農家も企業も社会的評判 (reputation) を気にしながら行動をすることになる [Allen and Lueck 2003, 37]。それは裏を返せば、知らない者や新参者との単発的取引を選択した場合、社会的評判が働かないことでリスクが高まることを意味する。すなわち農家と企業の双方が短期的な利益を追求するあまり、長期的な利益を損なうような行動をとるとインセンティブが損なわれる可能性があり、取引が繰り返されるなかで長期的な協力・信頼関係と相互義務が継続する。したがって、それまでの取引実績をはじめとする協力・信頼関係が契約者同士の機会主義的行動を抑制し、長期間による契約栽培が実施されている場合は、同地域への新規企業の参入は容易ではない。また、山田 [2013, 74] によれば、市場やそれを支える制度が不完全な開発途上国においては、現実

に選択される契約デザインはその地域の政策、制度、社会的要因などによって規定される側面もある。中央政府による支援政策、農業生産・農村環境に対する制度設計の不十分さなどの国内環境が、市場よりも契約栽培や直営農場を選択させる要因となることもありえる。後述するようにブラジルの大豆生産では、その生産規模から公的融資制度を利用することが難しく、こうした制度的隙間を埋めているのが契約栽培だと考えられる。そこで本稿においては、ブラジルの大豆生産において契約栽培が選択されている要因は取引コスト論の議論だけでは捉えきれない側面がある点にも着目する。それは、農家と企業双方が社会的評判を気にしながら行動する農村環境や農業生産・農村環境に対する制度設計の不十分さを補完している制度的側面である。

II ブラジルの大豆生産と大豆コンプレックス

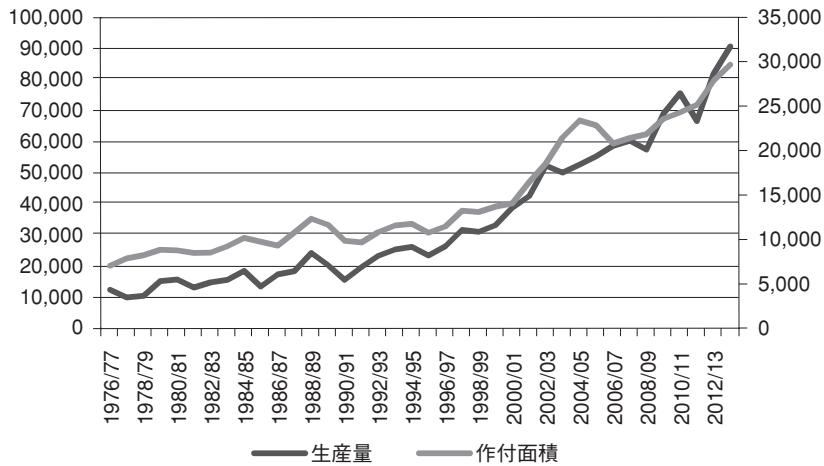
1. 大豆生産の現状

ブラジルの大豆生産量は過去 30 年間に急速に伸びている。図 1 は、1976/77 年から 2013/14 年のブラジルの大豆生産量と作付面積の推移を示したものである。大豆の生産量・作付面積共に右肩上がりであり、2013/14 年には 9033 万トン、2955 万ヘクタールに達する見込みである。年平均増加率では、生産量が 5.4 パーセントであり、そのうち作付面積増加によるものが 3.9 パーセント、生産性上昇によるものが 1.5 パーセントであり、生産量増加のうち約 7 割は作付面積の拡大による。

地域別の推移を示したのが図 2 である (地域

図1 ブラジルの大豆生産の推移

(単位：左目盛り 1000t, 右目盛り 1000ha)

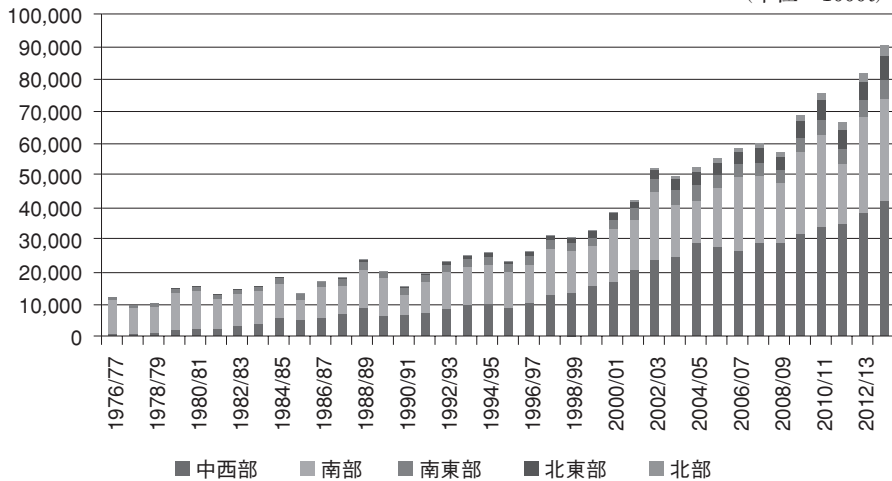


(出所) CONAB 資料より筆者作成 (2014年1月10日アクセス)。

(注) 2013/14年の数値は2014年1月における暫定値。

図2 地域別大豆生産量の推移

(単位：1000t)



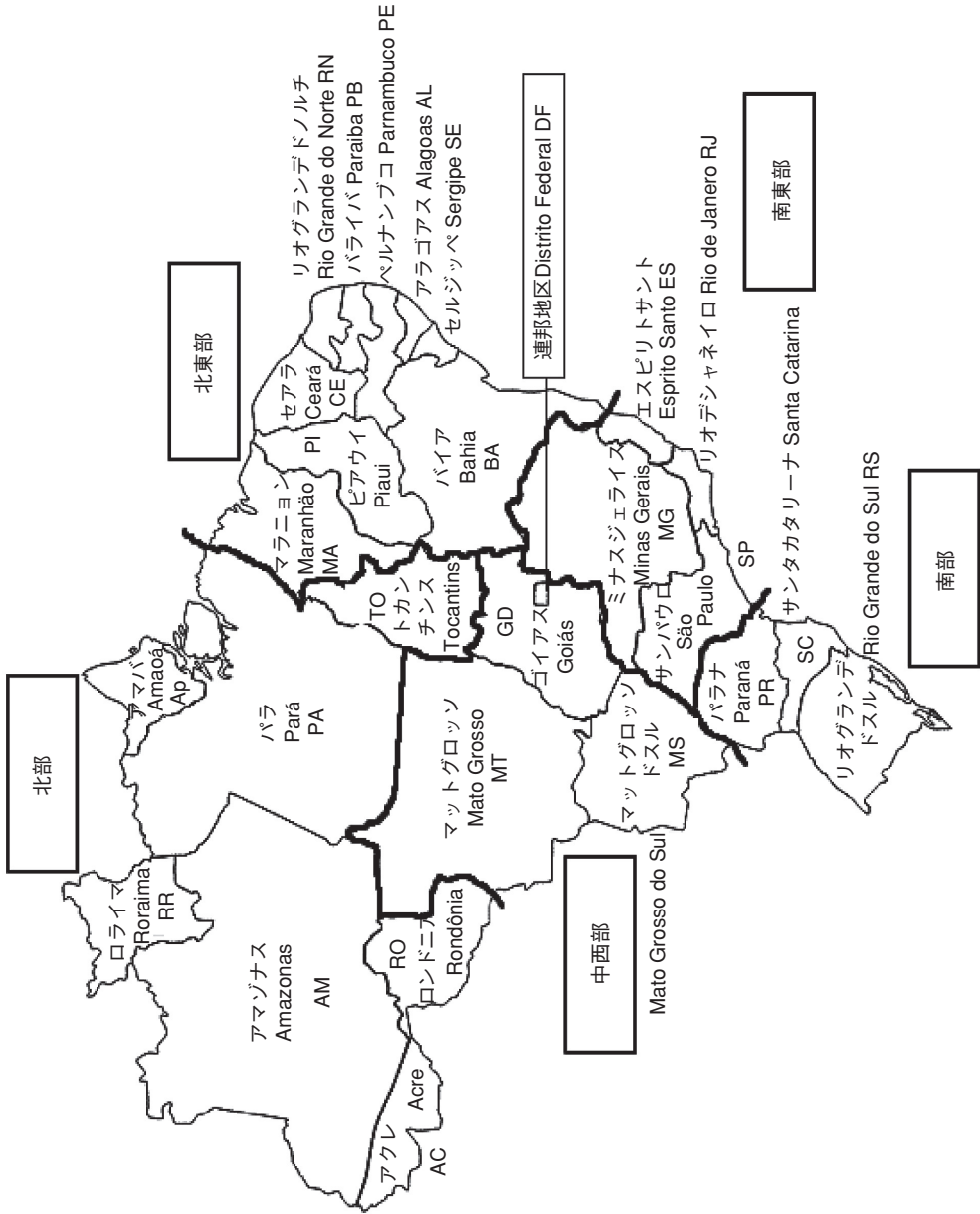
(出所) CONAB (2014年1月10日アクセス)。

(注) 2013/14年の数値は2014年1月における暫定値。

区分は図3)。大豆生産地域は、2つの地域に生産量および作付面積の8割近くが集中している。伝統的な生産地域の南部とフロンティア地域の中西部である。ここで注目すべき点は2点ある。

第1に、2001/02年を境に、それまで生産量・作付面積ともに勝っていた南部に代わり、現在の最大生産地域である中西部の占める割合が高くなっている点である。中西部は、2013/14年

図3 ブラジルの地域区分



(出所) 筆者作成。

において、生産量の46.6パーセント、作付面積の46.1パーセントを占めている。中西部の中でも主たる生産地域であるのがマトグrosso州で、中西部の生産量・作付面積の約6割を占める。中西部で大豆生産が拡大してきた背景には、1970年代に食料増産や経済発展から取り残された階層や地域問題を解決するために中西部への入植・移住計画（セラード開発）を実施したためである。具体的には、①道路網の建設、②未開発地の収用、③補助金の提供である。第2に、2001/02年以降、北部・北東部のマトピバ地域（マラニョン州・トカンチンス州・ピアウイ州・バイア州）での生産が拡大している点である。全体に占める北部の割合は、0.9パーセント（2001/02年）から3.4パーセント（2013/14年）、北東部の割合は6.9パーセントから8.7パーセントとなっている。このようにブラジルの大豆生産は、南部から中西部に主たる生産地域が移動し、また近年はそれらがさらにマトピバ地域へと北上する傾向にある。

次に大豆農家について概観する（表1）。2006年の農業センサスによれば、21万7015戸が大豆生産を行っており、全体の89.8パーセントが南部である。地域によって多少の差はあるものの、全体の8割強にあたる18万1874戸が自作農（所有）である。一方、全体の10パーセント強にあたる2万2978戸が借地をしているが、共同経営、占有、非権利者、土地なし生産者の形態は少ない。次に総面積別にみると、①中西部は100～1000ヘクタールの大規模農家が多く、また1000ヘクタール以上の巨大経営体も多数存在する、②南部では10～100ヘクタールの中規模農家が69.4パーセントと高く、また10ヘクタール以下の小規模農家も3万7879

戸で、南部全体の2割弱を占める、③北東部は、1000ヘクタール以上の巨大農家が北東部全体の約55パーセントを占める等、他地域に比べ大規模・巨大農家が多い、④南東部の農家規模は、南部と中西部の間に位置し、また北部のそれは中西部と北東部の間に位置する^(注2)。この傾向は、各地域における作付面積別の農家数にもあてはまる。

このように大豆生産においては、生産地域が北上するとともに、大豆農家の大規模化が同時進行している。これは作物特性と地域特性による。まず、大豆は耕種作物のため、規模の経済を発揮することで平均費用を引き下げる効果が高く、大規模経営に向いている作物特性がある。地域特性では、土地が狭隘化している南部に比べ、いまだに開発余地の高い北東部では農地を安価に購入することが可能であり大規模経営で新規に参入する農家が多いこと、また近年は北部・北東部の開発プロジェクトおよびインフラ整備が計画されていることも影響している。以上をまとめると、①農家の多くは土地を所有している、②伝統的生産地域の南部では中規模農家が多く、一方中西部やマトピバ地域を含む北東部・北部では大規模農家が多い。次項では、川下部門の構造について分析する。

2. 大豆コンプレックスにみる川下部門の構造

大豆は、圧搾することでできる油とミール（粕）を利用するのが一般的であり、川下部門の誘発効果が高い作物である。この生産・投入の流れを総じて大豆コンプレックスという（図4）。図5によれば、2013年において8160万トンの大豆のうち、約4割にあたる3540万トン

表1 大豆生産における地域別土地所有形態・総面積・作付面積

	数 (戸)							割合 (%) ¹⁾			
	中西部	南部	南東部	北東部	北部	全体	中西部	南部	南東部	北東部	北部
ブラジル全体	13,786	194,966	6,216	1,317	730	217,015	6.4	89.8	2.9	0.6	0.3
土地所有	10,521	164,608	4,928	1,211	606	181,874	76.3	84.4	79.3	92.0	83.0
所有	770	2,861	28	14	1	3,674	5.6	1.5	0.5	1.1	0.1
非権利者 ²⁾	2,274	19,386	1,137	69	112	22,978	16.5	9.9	18.3	5.2	15.3
借地	120	4,270	75	5	7	4,477	0.9	2.2	1.2	0.4	1.0
共同経営 ³⁾	99	3,617	42	15	4	3,777	0.7	1.9	0.7	1.1	0.5
占有 ⁴⁾	2	224	6	3	0	235	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0
土地なし生産者	467	37,879	336	52	14	38,748	3.4	19.4	5.4	3.9	1.9
総面積	3,241	135,339	2,657	95	159	141,491	23.5	69.4	42.7	7.2	21.8
10～100ha	6,822	20,232	2,652	444	311	30,461	49.5	10.4	42.7	33.7	42.6
100～1,000ha	3,254	1,292	565	723	246	6,080	23.6	0.7	9.1	54.9	33.7
1,000ha以上	2	224	6	3	0	235	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0
不明	984	92,634	790	165	47	94,620	7.1	47.5	12.7	12.5	6.4
作付面積	3,867	88,128	3,100	56	235	95,386	28.1	45.2	49.9	4.3	32.2
10～100ha	5,046	12,668	1,807	392	266	20,179	36.6	6.5	29.1	29.8	36.4
100～500ha	3,889	1,536	519	704	182	6,830	28.2	0.8	8.3	53.5	24.9
500ha以上											

(出所) IBGE [2006] より筆者作成。

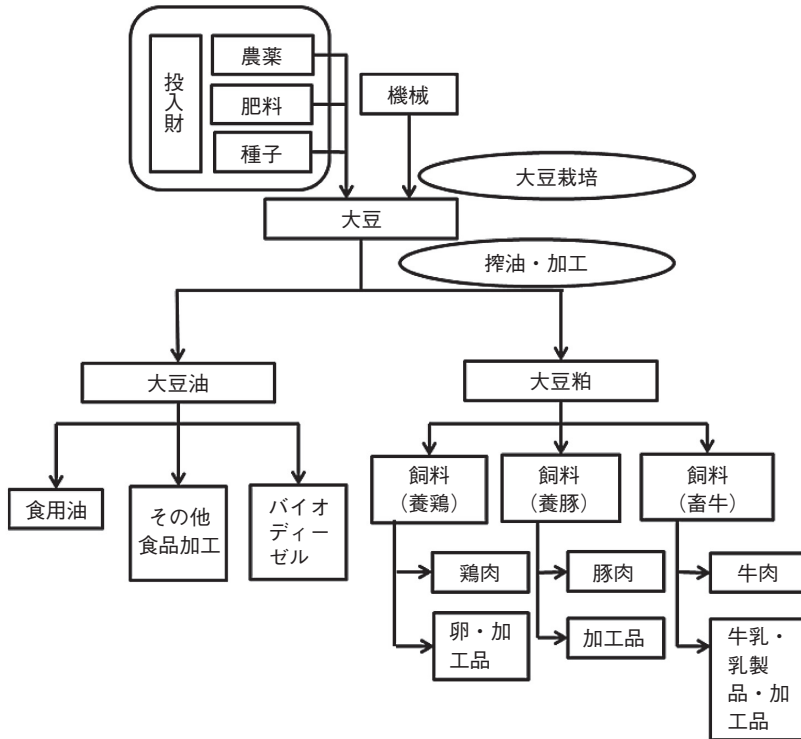
(注) 1) 割合は地域別にそれが占める割合を示しているが、ブラジル全体のみ全体に占める割合を示している。

2) 非権利者とは INCRA から譲渡を受けた者のうち、まだ正式な土地登記がされていない者を指す。

3) 共同経営には分益小作人、下請け人、転借人なども含まれる。

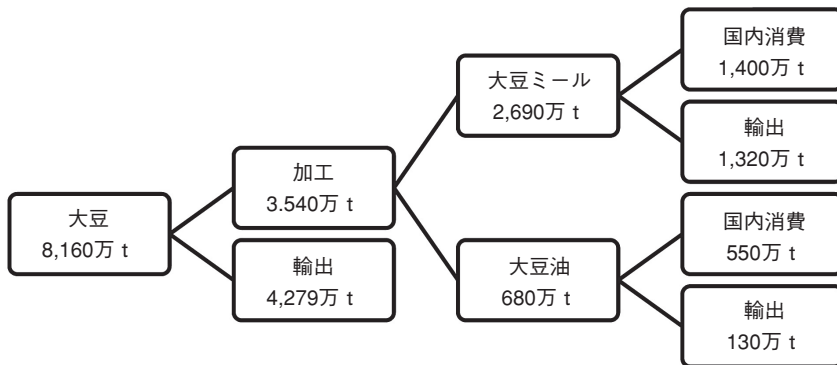
4) 占有とは生産者がその使用に関して何の対価も払っていない者を指す。

図4 大豆コンプレックス



(出所) 筆者作成。

図5 大豆の取引形態 (2013年)



(出所) ABIOVE 資料から筆者作成 (2014年1月12日アクセス)。

が加工され、大豆ミールとして2690万トン、大豆油として680万トンが供給される。ミールは畜産業（養鶏・養豚中心）の飼料として約5割が国内消費され、油は食用油とバイオディー

ゼルとして約8割が国内消費される。特に、油では2004年にエネルギー問題、環境問題および農村地域開発を目的に国家バイオ燃料生産プログラム（PNPB）が実施され、2005年にバイ

表2 地域別圧搾・精製処理能力

	総圧搾量				平均増加率 (%)	総精製量				平均増加率 (%)
	2002年		2013年			2002年		2013年		
	t /1日	%	t /1日	%	2002/2013	t /1日	%	t /1日	%	2002/2013
中西部	30,190	27.3	70,811	38.2	8.1	2,760	15.4	7,661	31	9.7
南部	52,850	47.8	70,305	40.2	2.6	4,910	27.4	7,148	29	3.5
南東部	19,400	17.5	23,273	13.8	1.7	7,110	39.7	7,465	31	0.4
北東部	6,120	5.5	11,291	6.5	5.7	1,590	8.9	2,100	9	2.6
北部	2,000	1.8	2,300	1.3	1.3	-	-	-	0	-
全体	110,560	100	177,980	100	4.4	16,370	91	24,374	100	3.7

(出所) ABIOVE 資料から筆者作成 (2014年1月12日アクセス)。

オディーゼルの2パーセントまでの混合許可、2008年以降は混合義務化(2008年3パーセント、2009年4パーセント、2010年5パーセント混合)がされたことにより、国内消費が拡大している。

次に加工・搾油部門である。表2に1日当たりの圧搾・精製処理能力を地域別に示した^(注3)。それによると、圧搾の処理能力は南部・中西部で高く、精製の処理能力は南東部・南部で高い。だが2002年から2013年の年平均増加率をみると、圧搾の増加率は中西部・北東部で高く、精製の増加率は中西部・南部で高い。これは①大豆生産地域が南部から中西部、北東部へと北上するなかで、搾油メーカーも中西部・北東部に施設を新設していること、②中規模農家の多い南部では、国家バイオ燃料生産プログラムによりディーゼル施設を新設しているためである。

ブラジル植物油産業協会(ABIOVE)によれば、2013年において37社の企業が70の加工施設を経営しており(うち17施設が遊休施設)、66社の企業が121の搾油施設を経営している(うち17施設が遊休施設)(表3)。これによると、ブンゲ(Bunge)、カーギル(Cargill)、ADM、ルイ・ドレイファス(Louis Dreyfus)の多国籍ア

グリビジネス(穀物メジャー)が所有する施設数が多い。だがその一方で、カメラ(Camera)、グラノール(Granol)、ブレジェイロ(Brejeiro)に代表されるブラジル系加工・搾油企業、世界有数のプロイラー企業であるブラジルフーズ(BRF)、コアモ(Coamo)・ココマル(Cocamar)・コミーゴ(Comigo)に代表される協同組合なども加工・搾油施設を有している。

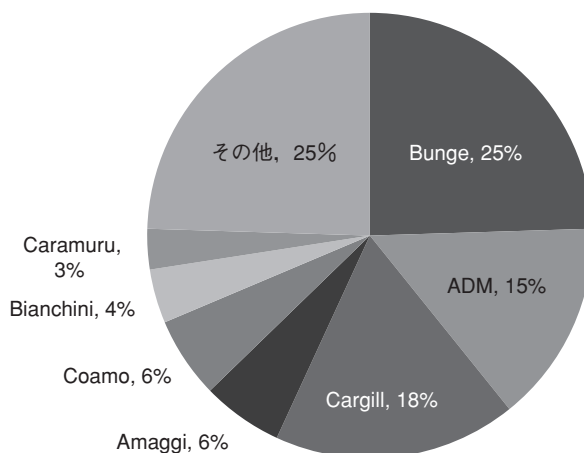
またブラジル系企業、協同組合の多くは南部・南東部に位置しているが、それは両地域が伝統的に協同組合の多い地域のためである。南部・南東部に協同組合が多いのは、20世紀の初めにイタリア・ドイツ・ポーランド出身の移民者たちが、25~30ヘクタールのコロニー(入植地)に定住すると同時に、組織化を図り協同組合を形成してきたためである^(注4)[Gehlen 1991; 佐野 2005]。1980年代の債務危機・ハイパーインフレおよび1990年代の経済の自由化により、日系ブラジル人組合のコチア協同組合が倒産したように、協同組合が次々に破綻し協同組合の再編が行われた。だが、南部では多くの協同組合が生き残り、現在は先に挙げたコアモのように小・中規模農家を組織化することで

表3 大豆加工施設・精製施設数

企業名	国籍	加工・精製施設所在地			
		南部・南東部	中西部	北部・北東部	
1 Bunge	オランダ	7 (RS/PR)	8 (MT/GO/MS)	4 (BA/PI)	
2 Cargill	アメリカ	5 (PR/MG)	7 (MT/GO/MS)	2 (BA)	
3 ADM	アメリカ	4 (SC/MG)	5 (MT/GO/MS)	-	
4 Louis Dreyfus Commodities	フランス	3 (PR/SP)	5 (MT/GO)	-	
5 Granol	ブラジル	5 (SP)	2 (GO)	-	
5 Sina	ブラジル	7 (SP)	-	-	
7 Camera	ブラジル	5 (RS)	-	-	
7 Brejeiro	ブラジル	2 (SP)	3 (GO)	-	
7 BRF	ブラジル	5 (SC/PR)	-	-	
10 Caramuru	ブラジル	-	4 (GO)	-	
10 Giovelli	ブラジル	3 (RS)	-	-	
10 Agreco	ブラジル	-	4 (MT/MS)	-	
10 Algar Agro	ブラジル	2 (MG)	2 (MT)	-	
10 Algodoeira Palmeirensense / EBE	ブラジル	4 (SP)	-	-	
15 Amaggi	ブラジル	-	2 (MT)	1 (AM)	
15 Coamo	ブラジル	3 (PR)	-	-	
15 Cocamar	ブラジル	3 (PR)	-	-	
15 Comigo	ブラジル	-	3 (GO)	-	
19 Bianchini	ブラジル	2 (RS)	v	-	
19 Grupal	アルゼンチン	1 (RS)	1 (MT)	-	
その他		55	23		

(出所) ABIOVE 資料から筆者作成 (2014年1月12日アクセス)。

図6 大豆輸出市場における企業別占有率（2010年）



（出所）Schlesinger [2012, 20] より筆者作成。

ひとつのローカルネットワークを築いている [佐野 2004]。

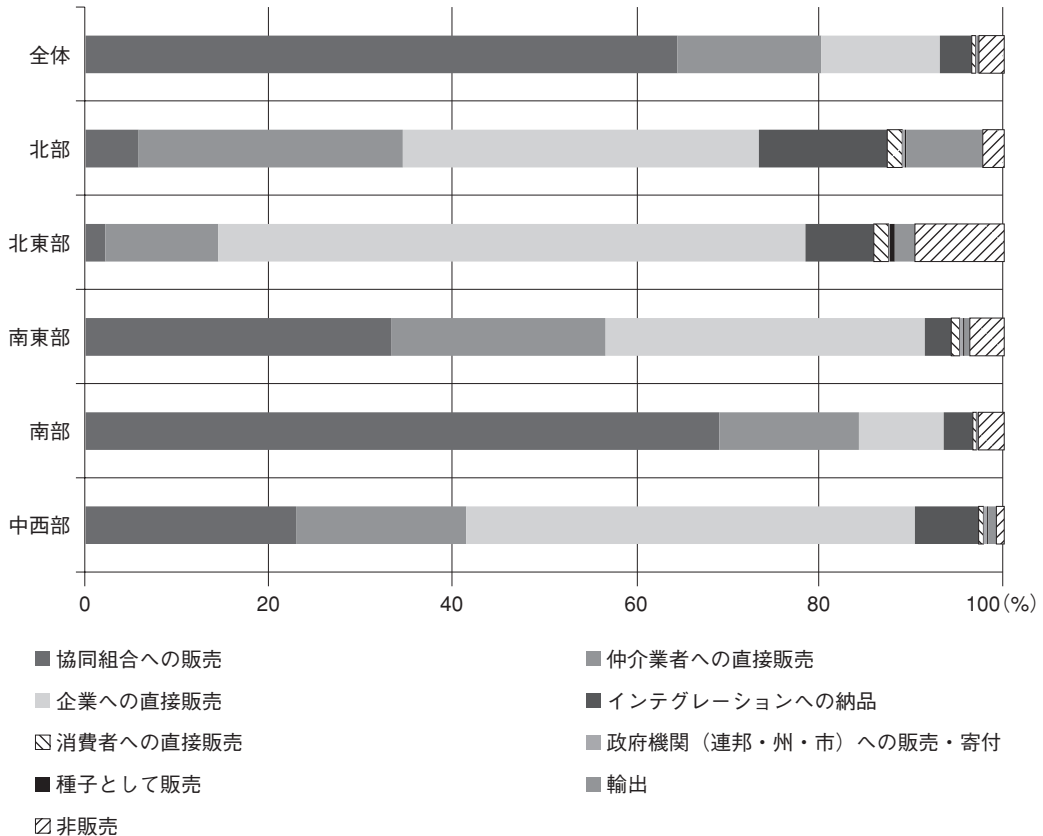
さらに、輸出面においては多国籍アグリビジネスへの集中がより鮮明となっている。図6に示しているように、アマギー（Amaggi）^(注5)、ビアンシニ（Bianchini）のようにブラジル系企業も輸出しているが、大豆輸出量の約58パーセントを多国籍アグリビジネスが担っている。このように大豆コンプレックスの川下部門では、ブラジル全土において広範囲なネットワークを有する多国籍アグリビジネスと、一地域に特化しながらも大規模な圧搾・精製能力を有しているブラジル系企業・協同組合への集中が加速化している。

3. 大豆の販売先

大豆の販売先（農家数）は、南部とその他の地域では明らかな差がある（図7）。南部では、協同組合への販売が69パーセントと圧倒的に高く、次いで仲介業者への販売（15.2パーセント）、企業への直接販売（9.2パーセント）となっ

ている。一方、その他の地域では企業への直接販売が高い。特に、主生産地の中西部やマトピバ地域の一部が含まれる北東部では、企業への直接販売の割合がそれぞれ48.9パーセント、63.9パーセントと高くなっている。南部では他地域に比べ大豆生産農家数が圧倒的に多く、それが影響してブラジル全体でも協同組合への販売が高く出る傾向にある。また、南部、南東部および中西部のマットグロッソドスル州（コチア系組合の再編）は協同組合が発達している地域であることもあり、協同組合への販売が主流となっている。その一方で中西部・北東部では企業への直接販売が主流である。そこで、次節ではマットグロッソ州において有数の大豆生産地域であるルッカスの事例から、企業への直接販売として利用されている契約栽培を検証する。

図7 大豆の販売先



(出所) IBGE [2006] より筆者作成。

III ルッカスドリオベルジ市における大豆生産の事例研究

1. 調査地の概況

調査地のルッカスが位置するマツグロツン州北部は、ブラジルでも有数の穀物生産地帯である^(注6)。同市はポロセントロ計画による開発が進み、1979年に26家族の占有が確認されており、1981年に国家入植農地改革院 (Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária: INCRA) 主導の入植事業によって、国道163号線沿いに

203家族が入植し1987年に誕生した^(注7)。市面積は約3675平方キロメートルで、その57.66パーセントが農地、5.48パーセントが牧草地、36.53パーセントが保有林、0.33パーセントが都市部にて利用されている(2008年)。市役所によれば、総農家数は501戸で、そのうち全体の1.6パーセントが10ヘクタール以下、8.8パーセントが10~100ヘクタール、76.4パーセントが100~1000ヘクタール、13.2パーセントが1000ヘクタール以上の農場規模を有している(表4)。すなわち同市では、大規模・巨大農家が全体の9割近くを占めており、その値は

表4 ルッカスドリオベルジ市における規模別農家数

規模	農家数 (戸)	割合 (%)
100ha 以下	52	10.4
100~200ha	146	29.1
200~500ha	139	27.7
500~1,000ha	98	19.6
1,000ha 以上	66	13.2
全体	501	100.0

(出所) 市役所インタビュー調査より筆者作成。

マツグロツ州 (72.1 パーセント) と比較しても高い数値となっている。

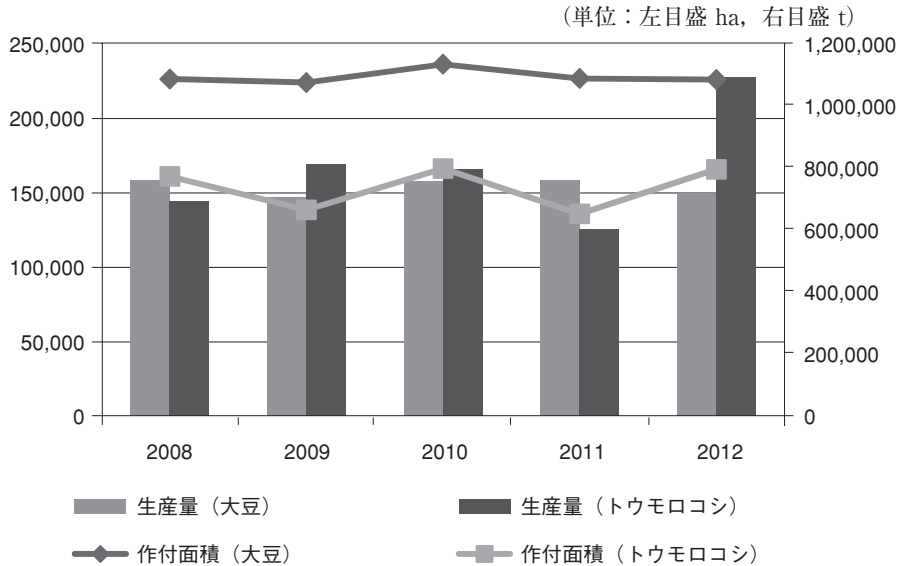
しかし、国土面積が広いブラジルにおいて、農業規模が大きいからといって、その資産価値、あるいは家族を養う上での最小単位であるかは別の問題である。1980年代のINCRA主導の入植事業では200ヘクタールが基準となっており、INCRAにおける標準農地面積^(注8)は同地域で100ヘクタールである。したがってINCRAの定義によれば、ルッカスの標準農地面積は、100ヘクタール以下がミニフンディオ (零細)、100~400ヘクタールが小規模、400~1500ヘクタールが中規模、1500ヘクタール以上が大規模になる。このような地域特性を考慮すると、同市の農家規模はブラジル全体、特に南部に比べると大規模であるが、ルッカスにおいては100~1000ヘクタールは小・中規模農家に位置すると考えられる。また、入植プログラムを実施している地域のため土地登記がある程度入植期に行われている^(注9)。

ルッカスにおける農業は、大豆とトウモロコシの二毛作が主流である。総農家の70パーセント近くが二毛作を行っている。また、トウモロコシ以外の裏作として綿花 (6パーセント)、ソルガム (4パーセント)、フェジョン豆、米な

どが挙げられる^(注10)。ルッカスの大豆生産量・作付面積およびトウモロコシの大豆生産量・作付面積の推移を図8に示した。2012年の大豆生産量は71万6550トンで、国内第12位 (州内第9位)、トウモロコシ生産量は108万9710トン、国内第3位 (州内第2位) となる。大豆作付面積は22万5500ヘクタール、トウモロコシ作付面積は16万6263ヘクタールであり、平均収量 (1ヘクタール当たり) は、大豆が3178キログラムで国内第9位 (州内第3位)、トウモロコシが6594キログラムで国内第5位 (州内第1位) となる。

ルッカスにおける川下部門では、2008年にアマギー、フィアグリル (Fiagril)^(注11)、ブラジルフーズ^(注12)からなる食品加工集積地が形成された。アマギーの貯蔵施設は21万トン、加工施設における圧搾能力は1日当たり3000トン、ブラジルフーズのプラント解体処理能力は1日当たり50万頭 (家禽) と5000頭 (豚)、フィアグリルの搾油処理能力は年間1億3400万リットルと国内有数の規模を誇る巨大集積地である。同集積地では、アマギーで圧搾された大豆油が施設内のパイプを通してフィアグリルのバイオディーゼル生産に用いられ、大豆ミールがブラジルフーズの飼料として利用されている。また、

図8 ルッカスドリオベルジ市における大豆・トウモロコシの生産量および作付面積



(出所) IBGE [2008; 2009; 2010; 2011; 2012] より筆者作成。

周辺にはブンゲ（貯蔵能力 14 万トン）、カーギル、ADM、コインブラ（Coimbra）の貯蔵施設および加工・搾油施設も隣接している。

同地域の農家の年間スケジュールはおおむね以下のようである。2 月から 3 月にかけて、大豆収穫および裏作の作付けが行われる。5 月から 6 月にかけて裏作を収穫し、10 月から 12 月にかけて大豆の作付けが行われる。天候リスクなどを考慮し数種類（3～4 種類程度）の種子を不耕起栽培するのが一般的である。また、ルッカスはベラニコ（雨季中の乾季）があまり発生せず、大豆花芽期における降雨量リスクが少ない地域でもある。

本調査は 2013 年 2 月 10～23 日に行い、インタビュー調査は、市役所、農業関連研究所 2 カ所、企業 4 社、代理店 1 社、計 11 戸の農家を訪問した（7 戸が大豆農家、2 戸が農地の貸付農家、2 戸が養鶏・養豚農家）。作付面積などはルッカ

ス全体の平均とほぼ同一であり、先に示した INCRA の定義によれば小・中規模農家にあたる（表 5）^(注13)。

農家は、1980～90 年代にかけて南部から移住しており、その目的はより良い生活、農地所有、農場規模拡大であり、移住前に比べ大規模な農地を所有し、さらにはその農地を基に規模拡大を図っていた^(注14)。労働形態は、家族と数人の雇用者（常時）中心であり、収穫期のみ臨時で数人を雇用している。居住場所は、家庭環境などを考慮し、市内に在住している者が多く、その場合 1～2 時間近くかけて祝祭日を除きファゼンダ（農場）へ出向いている。2010 年の人口統計においても総人口の 93.2 パーセントが市内在住である。さらに農家は、コンバイン・トラクターなど機械類は各自でファゼンダに所有しており、それらの購入費用はブラジル銀行などから融資を受け月賦払いしている（お

表5 調査者対象者の概要

年齢	出身地	前入植地 所有面積 (ha) ¹⁾	居住年	居住地	入植当初 所有面積 (ha)	現在の 所有面積 (ha)	家族従 事者数 ²⁾	雇用 者数	生産品目	農場数	借地面積 (ha)	作付面積 (ha/2012)	単収 (大豆) (袋/ha)
A 40	MS	300	87年	市内	780	780	3	2	大豆 トウモロコシ ヤギ	1		605	55
B 30	MT	不明	86年	市内	400	400	2	0	大豆 トウモロコシ	1		400	58-60
C 40	RS	不明	81年	市内	200	500	1	1	大豆 トウモロコシ	1		400	57
D 30	PR	- ²⁾	95年	農村	500	500	1	1	大豆 トウモロコシ	1		405	50-55
E 40	MS	50	86年	農村	300	400	1	1	大豆 ソルガム	1		310	50-57
F 40	MS	50	86年	市内	300	600	1	1	大豆 トウモロコシ	1		500	52-55
G 50	PR	80	84年	農村	200	1400	4	3	大豆 トウモロコシ ココナッツ 養豚	6	160	1270	55

(出所) 筆者作成。

(注) 1) 家族従業者数には本人も含む

2) D 農家は結婚を機に居住したため、パラナ州でも兄弟が継続して農業を実践中である。

よそ10～20年の償却期間)。一方、サイロは保有しておらず、収穫物は収穫時期に契約企業へ出荷することになっている。

2. 契約栽培の方式

ルッカスで利用されている企業との契約方式は、ブラジルでは“*Soja Verde*”もしくは“*パコーチ*”と呼ばれる。同契約では、事前に数量・価格を決定し、契約企業（投入財企業や加工・搾油企業など集荷事業を行っているアグリビジネス）から種子・肥料・農薬等の投入財の現物提供を受け、その対価として大豆（現物）を期日までに出荷する方式である^(注15)。

契約締結の時期は作付け前の4～6カ月前で、農家が直接もしくは代理店を通じて書面契約する。1シーズンごとに価格および数量を決定し、価格単価は1袋（60キログラム）当たりドル建ての固定価格方式（シカゴ商品取引所〈CBOT〉の先物価格による平均単価）が採用されている（図9）。各農家の契約関係をまとめたのが表6である。数量は、契約企業によって多少の差はあるものの、おおむね1ヘクタール当たり23～27袋（高いときは30袋）であり、各農家の生産量の4割前後を占めている。契約書は、民法第481条に基づき、①対象、②生産地、③集荷場所、④納期、⑤品質、⑥計量、⑦価格、⑧保証、⑨総則、⑩罰金と罰則、⑪最終項によって交わされている。まず、品質が表7に規定されている仕様を満たさないで納入された場合は、それが規定する値引きが要求される。次に価格だが、2012年（2013年納入）においては1袋23ドルで交わされていた。価格は、毎年CBOTの動向を基に設定されており、価格設定後は双方において変更したり取り消したりできないも

のとなっている。価格設定後に、国内市場・国際市場の大豆相場、為替相場、大豆生産およびこの契約履行に係るコストなどに変動があったとしても例外的・予想外の現象とはみなされない。

種子の選択（品種）、肥料・農薬散布時期など生産管理は農家が決定するが、企業が提供した農業資材の量を超えて使用する場合は農家負担となる。また契約不履行があった場合、企業側は農家にペナルティとして、すでに支払われた金額に物価上昇率（IGPM-FGV）と利子月1パーセントを掛けたものを上乗せした金額を要求する。契約不履行として、①作付けをしていない、あるいは生産管理を怠っている、②数量が足りない、③品質基準をクリアしていない、④期日までの納入ができない、⑤環境法の要件など法律を遵守していない^(注16)、⑥横流しあるいは第三者への販売・譲渡などが挙げられる。ケ・ソージャ（*Ke Soja*）^(注17)によると、すべての取引（契約者数60～70人）において、書面による契約を締結し、決済方法等の基本的な内容も含めて定めているとのことであった^(注18)。またブンゲによると、ルッカス周辺で約200農家、マツトグロッソ州全土で約1万6000農家、ブラジル全土で約8万農家と契約をしているとのことであった^(注19)。

IV 契約栽培が進展している要因

1. 収益の不確実性の低下と安定的な量の確保

以上の契約関係から、契約栽培が利用されている要因は下記の3点にまとめられる。

第1に、農家は売買契約を締結することに

図 9 大豆の売買契約書

CONTRATO DE COMPRA E VENDA Nº

Pelo presente instrumento particular, as **Partes**,

Vendedor:
Endereço:
Cidade:
Estado:
CPF/CNPJ:
Insc. Estadual:

E,

Compradora:

Endereço:
Cidade:
Estado:
CNPJ/ME:
Insc. Estadual:

Têm as **Partes** entre si justa e contratada a celebração do presente contrato de compra e venda ("Contrato"), o que fazem nos termos das seguintes cláusulas e condições:

1. **Objeto:** Pelo presente Contrato e nos termos do artigo 481 e seguintes do Código Civil, o **Vendedor** vende e a **Compradora** compra 382 140 Kg (trezentos e oitenta e dois mil cento e quarenta) quilograma de soja em grãos ("Quantidade"), da safra 2013, conforme padrões de qualidade estabelecidos no presente Contrato ("Produto").
2. **Local de Produção:** O **Vendedor** declara e garante que o **Produto** (ou esta sendo/será formado no(s) seguinte(s) imóvel(is) rural(is):
3. **Entrega:** O **Vendedor** obriga-se a entregar o **Produto** à **Compradora** na condição "posto sobre rodas", no seguinte local de entrega: Rodovia Br 163 - Km 619-a, Nova Mutum - MT ("Local de Entrega"). Correrão por conta exclusiva do **Vendedor** todos os custos e riscos relacionados ao **Produto** (incluindo mas não se limitando os riscos relacionados ao plantio, colheita, carregamento e transporte, bem como a sua adequação às **Especificações**), até a sua efetiva entrega à **Compradora** no **Local de Entrega**, na condição estabelecida nesta cláusula.
 - 3.1. O **Vendedor** obriga-se a informar à **Compradora**, com antecedência mínima de 5 (cinco) dias úteis a data em que irá entregar o **Produto** no **Local de Entrega**.
4. **Prazo de Entrega:** O **Vendedor** deverá entregar a **Quantidade** total do **Produto** a **Compradora**, livre e desembaraçado de qualquer ônus ou gravames, imprerivelmente até 28/02/2013 ("Data de Entrega").
- 4.1. O **Vendedor** deverá iniciar a entrega do **Produto** a **Compradora** imediatamente a partir do início da sua colheita. Na hipótese de, a partir do momento em que o **Produto** estiver apto a ser colhido, ser constatado o transporte ou entrega de qualquer quantidade do **Produto** a qualquer outro destino que não o **Local de Entrega**, restará caracterizado seu desvio para terceiros, o que caracterizará inadimplemento contratual de pleno direito, de forma automática e independentemente de qualquer formalidade adicional.
5. **Qualidade:** Quando de sua entrega pelo **Vendedor** à **Compradora**, o **Produto** objeto do presente Contrato deverá atender às especificações de qualidade indicadas na Tabela 1 abaixo ("Especificações"). A **Compradora** poderá, a seu exclusivo critério, receber **Produto** que não atenda às **Especificações**. Nesta hipótese, o **Produto** entregue fora das **Especificações** estará sujeito aos descontos indicados na Tabela 1 abaixo ("Descontos").

Tabela 1 – Especificações e Descontos:

Especificações		Descontos
Fator	Tolerância (em %)	Porcentagem a ser descontada da Quantidade em caso de entrega de Produto fora das Especificações
Umidade	Máxima de 14%	1,5% para cada faixa de 1% excedente a 14%
Impureza	Máxima de 1%	1% para cada faixa de 1% excedente a 1%
Grãos Verdes	Máxima de 8%	1% para cada faixa de 1% excedente a 8%
Partidos ou quebrados	Máxima de 30%	1% para cada faixa de 1% excedente a 30%
Avariados (incluindo grãos queimados, mofo e ardeles)	Máxima de 8%	1% para cada faixa de 1% excedente a 8% respeitado o limite máximo de 4% para grãos ardeles.

- 5.1. A adequação do **Produto** às **Especificações** será verificada pela **Compradora** (diretamente ou por terceiros contratados), por meio de classificação ("Classificação") a ser realizada no seguinte local: Rodovia Br 163 - Km 619-a, Nova Mutum - MT.
- 5.2. Fica desde já facultado ao **Vendedor** o acompanhamento da **Classificação**. Em caso de discordância, o **Vendedor** deverá manifestá-la no ato e por escrito, sob pena de preclusão.
- 5.3. A **Compradora** recusar o recebimento de qualquer quantidade do **Produto** que não atenda às **Especificações**. Nesta hipótese, a quantidade de **Produto** que não atender às **Especificações** será considerada como não entregue pelo **Vendedor** à **Compradora**, devendo o **Vendedor** promover a sua substituição no prazo máximo de 2 (dois) dias contado a partir da **Classificação**, respeitada, em qualquer caso, a **Data de Entrega**.
- 5.4. Promovida a **Classificação** do **Produto**, caso a **Compradora** aceite receber qualquer quantidade de **Produto** que esteja fora das **Especificações**, serão aplicados os **Descontos** estabelecidos na Tabela 1 da cláusula 5 sobre a **Quantidade** total do **Produto**.
 - 5.4.1. Caso a aplicação dos **Descontos** prevista na cláusula 5.4 acima seja insuficiente para o cumprimento, pelo **Vendedor**, de suas obrigações ao abrigo deste Contrato, o **Vendedor** ficará obrigado entregar à **Compradora** quantidade complementar de **Produto**.
 - 5.4.2. Caso o **Vendedor** não cumpra o quanto disposto na cláusula 5.4.1 até a **Data de Entrega**, o valor correspondente aos **Descontos** (a ser estabelecido pela multiplicação da quantidade de **Produto** objeto dos **Descontos** pelo Preço) será considerado crédito líquido, certo e exigível, de titularidade da **Compradora** contra o **Vendedor**.

6. **Pesagem.**

(出所) 内部資料。

表6 大豆の契約年および契約先一覧

	契約年	契約先	契約内容 (袋/ha)	書面契約	金利
A	1995	Ke Soja	25	○	月1%
B	1996	Ke Soja	25		
C	1995	Ke Soja	25		
D	1995	Via Campo ¹⁾	24		
E ²⁾	1995 (2010)	Louis Dreyfus	23		
F	1995	Bunge	23		
G	1989	Fiagrill	27		

(出所) 筆者作成

(注) 1) Via Campo は投入財企業である。

2) 2010年に Bunge から Louis Dreyfus に契約先を変更。

表7 品質に関する規定

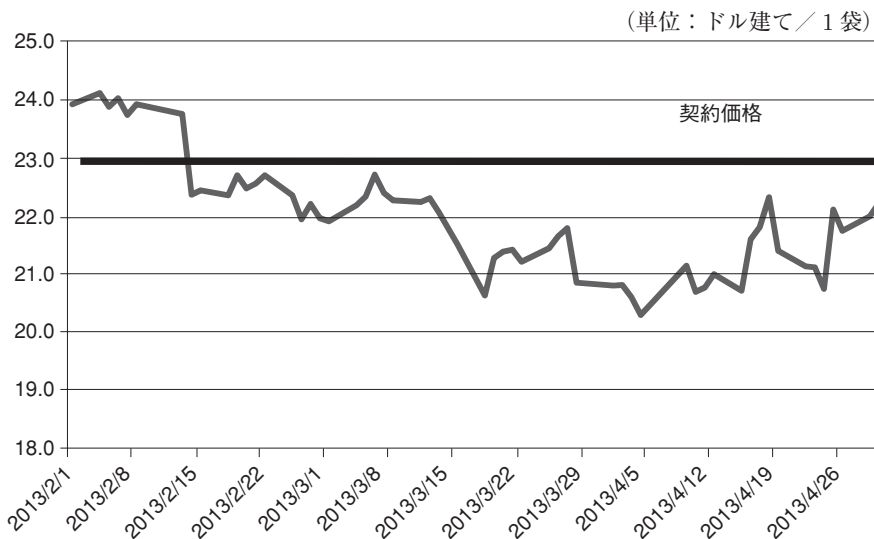
項目	許容範囲	値引き
水分	最大 14%	14% を超える 1% ごとに1.5%
不純物	最大 1%	1% を超える 1% ごとに1%
緑色の豆	最大 8%	8% を超える 1% ごとに1%
割れあるいは破損	最大 30%	30% を超える 1% ごとに1%
不具合 (焼け, かび, 発酵した豆を含む)	最大 8%	発酵した豆は最大でも上限4%とした上で, 8% を超える 1% ごとに1%

(出所) 契約書を基に筆者作成。

よって、生産量の約4割前後が作付け前に価格決定し、その価格リスクの一部を企業に移転することができる点である。大豆の場合、収穫期にあたる2~4月ごろの価格が最も低下する傾向にあり、2013年の同時期は1袋当たり20.3~24ドルで推移していた(図10)。契約価格が23ドルであったことを考慮すると、事前に価格決定したことである程度リスク回避につながっていたのではないかと考えられる。農家は、企業に比べ圧倒的に価格情報・為替情報が不足

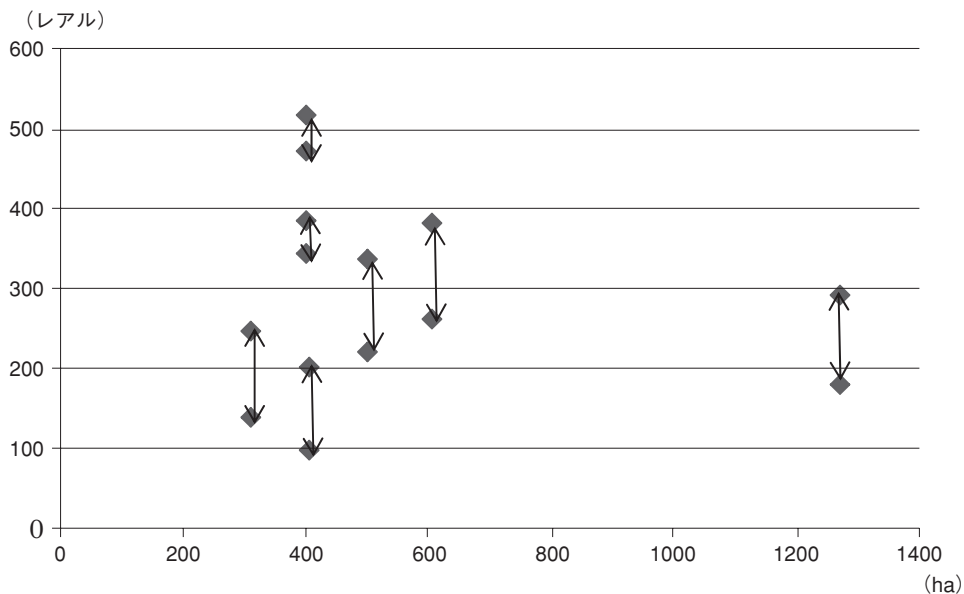
している。為替変動は大豆価格だけでなく、投入財の肥料や農薬がほとんど輸入品であるため輸入原材料のリアル建て価格にも影響を与える。先物市場におけるリスクヘッジに長けていない農家にとって、事前に販売価格が決定する仕組みは、収穫時の価格暴落のリスク回避につながり、大豆現物で投入財を交換することで収益の不確実性を低下させている。概算ではあるが、2013年において1ヘクタール当たりの純利益は98~517リアルを得ている(図11)。

図10 ルッカスドリオベル市における大豆価格の推移



(出所) IMEA の価格情報 (2013年12月15日アクセス) と Banco Central do Brasil の為替相場 (2013年12月15日アクセス) を基に筆者作成。

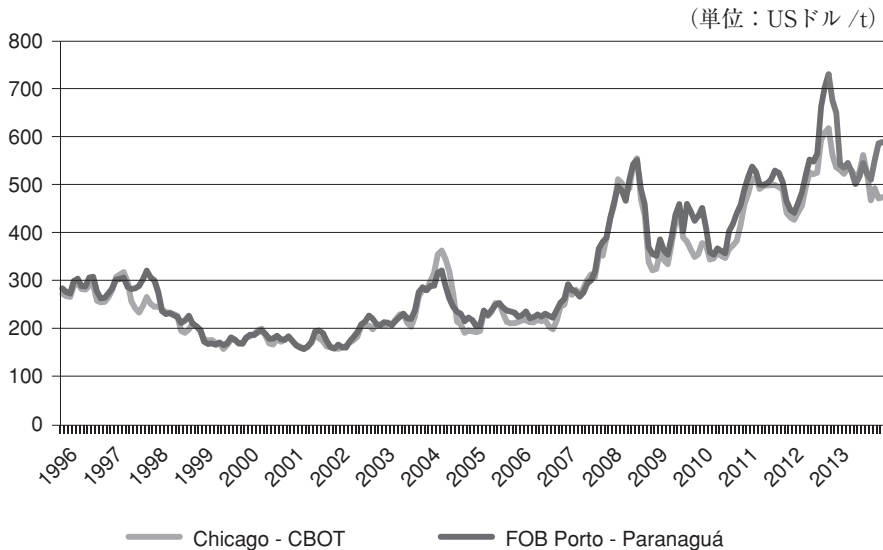
図11 大豆生産における1ヘクタール当たりの純利益



(出所) 農家への聞き取り調査および IMEA [2013] のデータを基に筆者作成。

(注) 算出は以下のように行った。各農家の総収入を2～4月の大豆価格が低迷している時期の最低価格と最高価格と手取り分(契約分以外)を掛け合わせて算出。そこから、投入財費用以外にかかる各農家の運転費用(経営費、輸送費、燃料費、減価償却費など)をIMEAのデータを基に減算した。

図12 大豆価格の変動

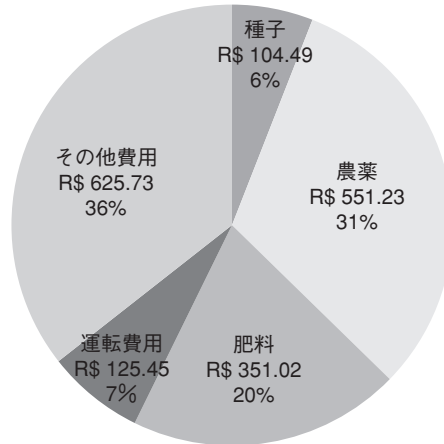


(出所) ABIOVE 資料 (2014 年 1 月 12 日アクセス) から筆者作成。

一方、契約企業にとっても、安定的に均一かつ良質な大豆を確保できる。中国をはじめとする世界需要の高まりやブラジル国内においてもバイオディーゼル義務化など、内外環境は売り手市場の様相を呈し、大豆価格も上昇傾向にある(図12)。そのなかでアグリビジネスにとっては量の安定的確保が第一義的となっている。先に示したようにルッカスは、入植地として開墾され、入植者層は①占有者層(INCRA入植プログラム前に土地を開拓した層であり、起業型占有者層)^(注20)、②INCRA入植者層^(注21)、③コペルルッカス(協同組合)とのかかわりのある入植者層(プロデセル事業による入植者)^(注22)に大別される。ロッチャは、ルッカスで成功している者の多くは占有者層とプロデセル事業における入植者層であり、INCRAの入植者層は土地を放棄する者が多かった点を指摘している[Rocha 2008]。その原因として、INCRAの入植者層は、土地の特性を知らないまま南部の栽培

技術をそのまま再現したこと、当初予定されていたINCRAによるインフラ整備やサポートがなかった点を挙げている^(注23)。すなわちINCRAの入植者は、土地登記など土地制度には恵まれていたにもかかわらず、①生産技術をはじめとする農業経営能力がなかったこと、②入植者層内における社会的つながりがなかったこと、いわゆる情報交換や助け合い精神が不在であったことにより土地を放棄せざるをえなかった。一方で占有者やプロデセル事業による入植者は、入植に至った経緯・条件は異なるものの、勤勉性、バイオニア・起業家精神、助け合い精神など価値観における社会的類似性があった。今回の調査においても、占有者として開墾した者やプロデセル事業で入植した者もいたが、彼らは自らのルーツや家族・近隣同士の社会的つながりを大事にしており、その土地の広さから通常の統計枠組み(IBGE)の分類では農業ビジネス経営者や大規模農業生産者に当てはまるが、自

図13 マットグロッセ州中北部における大豆生産コストおよび内訳



(出所) IMEA [2013] より筆者作成。

(注) 行政区分とマットグロッセ州農業経済研究所 (IMEA) の区分は異なり、IMEAは以下の区分にしている。①北西部、②北部、③北東部、④中北部、⑤東部、⑥中南部、⑦南東部に区分し、ルッカスは中北部に位置する。中北部のデータには16市が含まれるが、その中でも、ルッカス、シノーベ (Sinop)、ソヒーソ (Sorriso) が農家の多い地域である。

らを町の開拓者あるいは起業家であると考えており周囲もそのような認識をしていた。家禽生産においても、サンタカタリーナ州の養豚経営を行っていた者が、ブラジルフーズの工場建設とともにルッカスに移住していた。すなわち、現在契約栽培によって包摂されている層の多くは、南部においてすでに農業生産に従事していた生産技術の高い農家であり、より良い生活や農業での成功を求めて移住してきた層である。また、農家間においては、近隣同士の社会的つながりを大事にし、農家間での情報交換を怠らない。したがって、現在の中西部地域はそうした南部の社会的関係が移植されている地域であり、企業にとっても安定的な数量と良質の大豆を確保するための取引相手を探す、あるいは育成する費用を軽減することにつながり、さらにそれは企業による土地所有リスクを軽減させているといえるだろう。

2. 農村融資制度の欠如

第2に、契約農家にとって契約栽培に包摂されることは、運転資金を借りる金融手段として極めて単純明快な方法であり、企業にとってもマーケットシェアを拡大する上で直接的効果が大きいためである。図13に示しているように、大豆生産は総生産コストに占める投入財の占める割合が57パーセントと非常に高く、その運転資金を捻出することが農家経営にとって重要となってくる。

ブラジルの農村融資制度は、公的農村融資制度と民間もしくは非公式な農村商業融資制度の2つに大別することができる。公的農村融資制度は、国家農村信用制度 (Sistema Nacional de Crédito Rural: SNCR) の農村信用マニュアル (MCR) の規定に従って銀行もしくは協同組合から融資を受ける方法であり、民間もしくは非公式な農村融資制度はその資金源が投入財企業、

卸売企業（再販業者や協同組合を含む）、加工・販売企業（多国籍アグリビジネスなど輸出業者を含む）から提供される。ブラジルでは、1965年に法令第4829号によってSNCRの設立以降、ブラジル銀行を通じ中央銀行管轄の基金とプログラム（税金と特別徴収の資金）を通して国庫に蓄積された資金、および銀行の預金額の10パーセントを強制預託金とした資金によって農村融資が提供されてきた〔佐野2012〕。だが、大豆生産が拡大する一方で、1980年代の債務危機・ハイパーインフレーションにより政府による農村融資能力が低下したこと、1990年代の初頭には金融機関の融資能力が低下したこと、1994年のリアル・プランの実施以降利率が高止まりし、農家は融資を受けることが一段と困難な状況になってきた。こうしたなかで、農村融資の資金量を大幅に増やすことを目的に、Soja Verdeのように農家は融資を受ける代わりに企業からの投入財の供給を受け、農産物納入を保証するという新たな資金供給メカニズムが形成されてきたのである。特に、1994年に法令第8929号にて、現物取引の手形として農産物証書（CPR）が形成されたことでこの資金供給メカニズムは一般化してきた^{〔註24〕}。

ルッカスの大豆農家も、入植当初は協同組合（コベルルッカス）、州立銀行やブラジル銀行などを通じてSNCRの低利な融資を受けることが可能であった。だが、債務危機・ハイパーインフレーションにより農家自体も累積債務を抱えるなかで、累積債務を抱えた協同組合の破綻、銀行からの融資打ち切り、さらに高金利政策が実施された。そうした環境変化のなかで、農家が運転資金を手に入れる唯一の手段が企業からのSoja Verdeとなったのである。

ブラジル中央銀行のデータによると、2010年の大豆生産に対する公的融資を受けた面積は南部の69.8パーセントに対し中西部は32.4パーセントであり、ルッカスが位置するマットグロッソ州はブラジル全土で最も低くわずか23.9パーセントであった。逆に言えば、民間もしくは非公式な融資は南部では30.2パーセント、中西部では67.6パーセント、マットグロッソ州は76.1パーセントと最も高い値を示す〔Silva 2012, 13〕。このようにルッカスをはじめとする中西部では、協同組合が破綻するなど南部に比べ協同組合が発達・再建しなかったこと、その生産規模から公的融資の対象になりにくいこと、公的融資における農家1戸当たりの融資額は非常に小さくその資金のみで運転資金を賄うことは不可能であり、それを補完しているのがアグリビジネスとの契約なのである。ここに第I節で取り上げた取引コスト論が着目している以外の側面のひとつがあるといえるだろう。つまり企業との契約関係を締結することは、農家にとって大豆現物で運転資金の制約を緩和する有効な手段のひとつとなっており、さらにそれはブラジル農業に対し政府が行っている融資制度を補完する役割を担っているのである。

また、農家の多くはサイロなど貯蔵施設を有していないため、収穫期にすべての大豆を契約企業のサイロに出荷するケースが多い。今回のインタビュー調査では、すべての農家が契約企業のサイロに収穫した大豆のすべてを出荷していた。サイロに貯蔵された大豆はスポット市場で取引されるものの、契約企業以外に販売するには追加流通コスト（サイロからサイロへの移動）がかかることから希少なケースであった。世界的販路をもち、先物市場でのヘッジに長け

ている企業になればなるほど、国際市場での利益を実現するためにも大豆現物を確実に入手することが必要である。現在の契約栽培では、運転資金を提供することで大豆農家のほぼすべての生産量を確保することが可能となっており、企業にとってもマーケットシェアを拡大することの直接的効果が大きい。

3. 農村環境と新規参入の困難さ

第3に、契約栽培が継続する要因として、企業と農家との間で信用と相互関係を確立している農村環境が挙げられる。今回の事例の場合、協同組合の倒産・銀行からの融資打ち切りを契機に、企業との契約栽培に踏み出しており、さらにその契約は単年度契約であるにもかかわらず、毎年契約を更新し、契約企業の変更を行っているケースは1件のみしか確認できなかった。ケ・ソージャやピア・カンボに代表される小中堅の地場企業において利用できる農家サービスと、ブンゲヤルイ・ドレイフェスなど多国籍アグリビジネスによって提供される農家サービスに明確な違いもなかった。また、インタビューした農家の多くは1980年代からの入植・移住者、もしくは2代目にあたる層だが、彼らは口をそろえて、「経済が混乱していた時期に、私たちが選べる選択肢は企業との契約であり、またそれによって農業経営が成り立った」と述べていた。現契約企業は、少なくとも自分たちが一番苦しかった時期に手を差し伸べてくれた企業と考えており、これはその地域において昔からある、これまでの取引実績があるからという先発企業の優位性が働いているといえるだろう。この点は、農地投資ブームにより他国・契約企業以外から農地の借地や買い上げ、穀物の直接

取引の申し出にも表れている。たとえばアルゼンチン人による農地の賃貸借申し込みが、1ヘクタール当たり15~16袋とルッカスの平均(9~10袋)より高い条件で提示されるにもかかわらず、そうした者との取引は農地の土壌条件を悪化させ、農地の継続利用を阻害するといったうわさ・社会的評判から成功していなかった。特に、ルッカスの農家は入植当時から近隣同士で社会的つながりを大事にし、農家間での情報交換を怠らなかつたことで成功している者が多く、うわさ・社会的評判などは瞬時に広まりやすい環境である。また、農業・農業関連事業に従事している者が多いため、どの企業がどういった条件・契約なのかなどの情報が日常的に交換される環境がある。

したがって、ルッカスの農村環境は新規企業による囲い込み・参入を難しくし、ある一定の数量の確保をするためには、企業も北東部・北部などマトピバ地域へ進出することが必要不可欠であり、またそれは外国企業による農地取得、既存企業との提携・買収などを加速させる側面につながっていると考えられる^(注25)。

おわりに

ブラジルにおける大豆コンプレックスでは、大豆の生産・流通に関わる川上から川下までの部門を統合した垂直的統合が進展している。現在、ブラジルの大豆生産量の大半を供給しているマツグロソ州では、生産面において数量・価格を事前に決定する売買契約が農家と企業の間で交わされている。なぜ生産面において契約栽培が選択されているのか、そこにおける実態はどのようなものか。本論文は、この点の

解明を試みたものである。

契約では、書面契約によって価格、量、品質、出荷時期など一般の事項から契約不履行の場合も含め規定されている。マツグロツ州の大豆生産において契約栽培が選択されるのは、農家にとっては価格（大豆・投入財）リスクの一部が軽減されることで収益の不確実性が減少するためであり、企業にとっても作付面積の減少を防ぎ、特に資源・エネルギー・食料価格高騰の折に安定的な数量かつ良質な大豆を手に入れることが重要要件となっているためである。また、契約に包摂されることで農家は運転資金の制約が緩和される。つまりブラジル中西部で契約栽培が普及しているのは、その地域の農業規模に対する公的農村融資制度が欠如しているためであり、こうした制度的欠如を補完しているのが企業との契約栽培である。したがって、ブラジルをはじめとする新興諸国や開発途上国では、先進国に比して市場やそれを支える制度が十分に機能していないという各国の国内環境の問題があり、取引コスト論が指摘している点だけでは契約栽培の進展要因を捉えることは難しい。

加えて、ある程度大豆生産が開始されている地域（南部・中西部）では、企業の新規参入における囲い込みが難しい状況にある。ルッカスをはじめとする中西部は1970年代に開発が進展した地域だが、同地域にはそれ以前にアグリビジネスが存在していなかったこと、大豆生産の開始とともにADM、ブンゲ、カーギル、ルイ・ドレイフェスといった多国籍アグリビジネス、フィアグリル、ケ・ソージャ、ピア・カンポといったブラジル企業が操業しており、農家と企業との間にはこれまでの長年の苦難を共

に乗り越えてきたという信頼・協調関係が形成されており、互いを裏切らない抑制効果が働く環境である。近年、世界需要が高まっていることを背景に、企業はより安定的に大量の大豆を獲得することが必要とされているが、ルッカスのような既存地域に新規の企業が参入するのは容易ではなく、いまだに大豆生産に転換できる土地が多いということも重なり、大豆生産は北部・北東部のマトピバ地域へと北上していると考えられる。一方で、そうした農村環境は、リオグランデドスル州やパラナ州など一地域に特化したアグリビジネス・協同組合の経営を存続させることにつながっているといえるだろう。

また、大豆生産の契約に包摂されている農家は、南部に比べ農場規模の大きい農家であるが、その多くは規模拡大や農業での成功を夢みて伝統的な大豆生産が行われていた地域から移住してきた層である。したがって、アグリビジネスが安定的な量かつ均一的な品質の大豆を契約栽培で確保できるのは、南部出身者の農家スキル・経験といった生産技術によるものであり、その意味では南部農家の農業実践、南部の社会的関係が移植されたことによってもたらされているといえるだろう。

しかし大豆は国際商品であるため投機性をもっており、その価格は乱高下しやすい。また、世界需要の高まりから大豆価格の上昇によりドル建てでの収入は増加したとしても、リアル高やそれによる肥料・農薬・燃料価格など生産コストが増加するため、収益を安定させるためには為替リスクや価格リスクの回避が一段と必要になってくる。だが農家は、企業に比べ情報の非対称性が圧倒的に高く、今後の農業経営は一段と難しさを増しているといわざるをえない。

今後においてもさらなる大規模農業経営が進展し、一部の資金力がある農家に土地の集中は加速化していくだろう。したがって現在ブラジルが抱える特異な農地問題、土地の不平等性は今後も解消されることなく続いていくと考えられる。

しかしながら、大豆生産の拡大を背景に加速してきた大豆生産・加工関連集積がルッカスに与えている影響は限りなくプラスである。2000年から2010年にかけての同市の年平均経済成長率は22.6パーセントであり、アグリビジネスの進出は、農道のアスファルト化をはじめとする周辺地域のインフラ整備も促進し、市全体を活性化している。また、貧困指標のひとつである市町村人間開発指数（IDHM）は、2010年において0.768であり、5565市町村のなかで第259位、マツグロソ州（141市町村）で第2位、1991年の0.549と比較しても大幅に改善している。特に教育指数においては、1991年から2010年にかけて年平均増加率は4.3パーセントと大幅な改善がみられる。ジニ係数においても2010年において0.46と、ブラジル全体の0.61、マツグロソ州の0.57と比較しても低い値であり、所得平等の方向へ向いている。1人当たり所得においても、1991年の600.41リアルから2010年には938.65リアルと年平均2.4パーセント増加している〔PNUD/IPEA/FJP 1998; 2010〕。それらの側面に注目すると、ルッカスの事例は、地域開発に対し、国際市場・アグリビジネスと結びついた発展のあり方に対して、特異的な事例として位置づけられるのか、普遍的な事例として位置づけられるのか、さらなる検討が必要であると考えられる。その点は本稿に残された課題のひとつでもある。

（注1）報告書では、多国籍アグリビジネスによる契約栽培に限定されている。したがって、同数値には、ブラジル系アグリビジネスによる契約栽培は含まれておらず、それらを含めれば契約栽培の割合はさらに高くなると考えられる。

（注2）IBGEのセンサスデータでは10ヘクタール以下を小規模農家、10ヘクタールから100ヘクタールを中規模農家、100ヘクタールから1000ヘクタールを大規模農家、1000ヘクタール以上を巨大農家としている。ただし、INCRAが1993年法令第8629号によって、市ごとに定めている標準農地面積はこれとは別である。標準農地面積については注8を参照。

（注3）圧搾量とは大豆を油と大豆かすに分離するために圧を加える工程での大豆量を表しており、精製量は抽出された油量を表している。

（注4）ブラジル農協の原型は、1902年にリオグランデドスル州で設立された農村信用協同組合である。これはヨーロッパのライフアイゼンシステムを基礎にしており、設立時はスイスのT.アムシュタット神父を中心に、ドイツ系農業生産者を組織化し牛乳や木材生産を行っていた〔Schneider 1999〕。

（注5）アンドレマギーグループ（Grupo André Maggi: Amaggi）は、マツグロソ州を中心に展開する穀物加工企業である。同社は、1977年にパラナ州で創設（穀物・種子の販売）され、1979年にマツグロソ州で農場を始めた。世界最大の大豆栽培農家であり、マツグロソ州中心に10カ所農場を所有している。現在、搾油・加工施設をマツグロソ州に2カ所（そのうち1カ所がルッカス）、アマゾナス州に1カ所保有している。集荷施設は、マツグロソ州に36カ所、 Rondônia州3カ所、バイア州・アマゾナス州・パラナ州に2カ所、リオグランデドスル州・パラ州に1カ所ある。海上ターミナル（アマゾナス州）と河川ターミナル（マツグロソ州）を1カ所ずつ保有、サンパウロ州にブンゲとの共同保有ターミナルがある。また2009年に、ルイ・ドレイフェスと北東部の

大豆集荷に対し共同事業を行うことに合意した [青木 2002; Grupo André Maggi 2012]。

(注6) マットグロッソ州の中区分は①中南部、②北東部、③北部、④南東部、⑤南西部であり、さらにそれぞれが小区分 22 地域に分けられている。ルッカスは北部アウト・テレス・ピヘス (Alto Teles Pires) に属する。同地域には 9 市が含まれるが、そのなかでもルッカスは、ソヒーソ (Sorriso)、ノバムテュン (Nova Mutum) とともに大豆生産地帯である。

(注7) INCRAの入植事業は、リオグランデドスル州ロンダアウト市 (Ronda Alta) の土地なし農民の要求に応えるため実施されたプロジェクトである [Prefeitura Municipal de Lucas do Rio Verde 2007, 56]。また、ルッカスには日伯セラード農業開発「プロデセル」事業で 1986 年に 39 家族が入植している [本郷・細野 2012, 39-40]。

(注8) 標準農地面積とは、農地所有税 (Imposto Territorial Rural: ITR) を課す際に適用されるものであり、これは家族を養う上での最小限必要な面積とされている。ミニフンディオ: 1 農地面積, 小規模: 1~4 農地面積, 中規模: 4~15 農地面積, 大規模: 15 以上農地面積となっている。特に、この標準農地面積は、南部地域ではその値が低く、中西部ではその値が大きくなる傾向がある。たとえば南部のパラナ州の各市の標準面積の 1 単位は 10~30 ヘクタールであるが、中西部のマットグロッソ州の各市の標準農地面積の 1 単位は 60~100 ヘクタールとなっている (州都クヤバ (Cuiabá) のみ 30 ヘクタール)。

(注9) 2013 年 2 月 15 日、登記所へのインタビュー。またルッカスでは、環境との調和や森林再生を目的に、2006 年から法定ルッカスドリオベルジプロジェクト (Projeto Lucas do Rio Verde Legal) が取り組まれている。同プロジェクトは森林法に基づいて、2014 年までに農家は総面積の 20 パーセント以上を保有林にする取り組みであるが、それにより区画整理がさらに進展する見込みである。

(注10) 2013 年 2 月 13 日、市役所へのインタ

ビュー。

(注11) フィアグリル (Fiagril) 社は 1989 年にルッカスに創設された穀物卸売企業であるが、2008 年からディーゼル精製にも参入している。精製ディーゼルのペトロbras (Petrobras) へ販売し、グリセリン (副産物) は中国に輸出している。3 交代による 24 時間操業で、87 人を雇用している (2013 年 2 月 14 日、フィアグリル社へのインタビューより)。

(注12) ブラジルフーズ (BRF) 社は世界有数のプロイラーメーカーである。2009 年にベルディガオンが事実上サディアを買収し、ブラジルフーズと名称を変更した。ブラジルにおけるアグリビジネスランキング (2012 年) において売上ランキング第 4 位、輸出ランキング第 2 位である (EXAM誌ウェブサイト, 2013 年 1 月 20 日アクセス)。

(注13) 調査において、ルッカスの大豆生産における契約栽培利用の農家割合は正確な数値として確認できなかったが、市役所によると 1 万ヘクタールを超える大豆農家 (企業) は 3 件のみであり、ルッカス最大規模を誇る農家 (企業) は GGF の 1 万 5000 ヘクタールである (2013 年 2 月 13 日、市役所インタビューより)。

(注14) 市役所へのインタビューにおいても、市全体の 80 パーセント近くが南部からの移住者である。またサディア (現ブラジルフーズ) の工場が設立されてからは北東部からの移住者も加速している (2013 年 2 月 13 日、市役所へのインタビューより)。

(注15) Soja Verdeが導入された当初は、前貸し (投入財購入費用) であったが、現在はどの農家も現物提供へと変化している。

(注16) たとえば、ルッカスの農家は森林法に基づき総面積の 20 パーセント以上を保有林にすることが義務付けられている。

(注17) ケ・ソージャ (Ke Soja) 社は、1984 年にリオグランデドスル州で創業された投入財の卸売企業である。ルッカスでは 1992 年に開業し、雇用者数 100 人である。同社は、農業コンサルティング、種子・農薬・肥料など投入財の

提供を行い、集荷した大豆・トウモロコシはブンゲ、カーギル、ADMに販売している（2013年において200万袋〈1袋60キログラム〉程度）。また自社農場（4カ所）で育苗（種子）をしており、そのうちルッカスでは3600ヘクタール（2カ所）、ゴイアス州で5600ヘクタール（2カ所）経営している（2013年2月12日、ケ・ソージャ社へのインタビュー）。

（注18）2013年2月12日、ケ・ソージャ社へのインタビュー。

（注19）2013年2月14日、ブンゲ社へのインタビュー。

（注20）占有者層は、ヨーロッパ系移民の子孫であり、南部のコロニーに定住していた層である。彼らは、家族経営で小規模な農業（主に大豆、小麦、トウモロコシ、タバコなど）と酪農で生計を立て、わずかな財産を得ていた。だが、農業の近代化の影響により南部での社会的繁栄が困難となり、一部がマットグロッソ州に移住することとなった。また起業型占有者層とは、法的に土地を所有していないものの、資本は所有していた層であり、資本家に移行しつつある小規模な地方生産者である〔Rocha 2008, 3-4〕。

（注21）INCRAの入植者（区画所有者、parceiro）は、200ヘクタール、そのうち25ヘクタールが整地された状態で、住居となる簡単な家、小屋、毎月の費用補助などが提供された。だが、当初予定されていたINCRAによる支援が予定通り実施されなかったこともあり、彼らは土地を放棄し他地域へ移動していった。これらの土地は5年間転売が認められておらず、法的には違法行為である。また放棄された土地は、INCRAの執行者あるいは職員と個人的につながりのあった者や賄賂を渡した者などに優先的に譲渡されるといった汚職が横行した〔Rocha 2008, 7-8〕。

（注22）INCRAから区画を譲り受け、プロデセル事業に関連していた層である。プロデセル事業では、組合主導入植方式による拠点開発事業が行われた〔本郷・細野 2012〕。こうした層は、土地所有の登記はあるものの正式な登記簿を所

有していなかったため、協同組合がブラジル銀行と提携し、融資に関わるすべてのリスクを協同組合が負担し、また流通・インフラ面でも協同組合の支援を受けていた。協同組合は、ルッカスの教育、医療、娯楽などのインフラ整備など町の成長と発展、さらには入植者や占有者への社会的支援や技術支援を担っていた〔Rocha 2008, 6-10〕。

（注23）占有者とINCRAの間では、入植期に土地の取用・合法化をめぐる交渉・争い・裁判があり、占有者たちがINCRAの推薦する市議候補者を当選させるように働けば、その代償として土地が合法化されるという暗黙の了解があったとしている。1982年に政府がINCRA/RSに送った書簡によると、27万ヘクタールのうち、①17万ヘクタールが連邦政府によって獲得された未開発地、②3万2545ヘクタールが占有者から取用された土地、③6万7455ヘクタールが占有者の土地で合法化の対象となった土地としている。1982年の時点でINCRAの入植者および占有者238件の登記書が発行されている〔Rocha 2008, 5-6〕。ロッチャは、生産技術や社会的つながり以外にも、政治、イデオロギーなど政治的要因も指摘している。

（注24）CPRは将来、ある一定の数量の農産物を引き渡すという約束の下に、生産者が前もってある一定の金額を受け取るという有期契約の一種である。導入当初は現物のみに限定されていたが、2001年には手形の買い手を増やし、融資を拡大するために金融市場で流通可能なCPRも登場し、現物納入以外に契約期日に商品を金額に換算して現金で支払うことも可能になった。さらに、2004年には法令第11076号にて、新たな手形としてCDCA/WA（農畜産倉庫証券と農畜産ワラント債）、LCA（アグリビジネス信用状）、CRA（アグリビジネス債）、CDCA（アグリビジネスクレジット権証明書）が発行されるようになっている〔Silva 2012〕。

（注25）グレイン（Grain）が公開しているデータによると、ブラジルにおける外国企業の農地買収では、23件中15件が大豆をはじめとする

耕種作物で、実施済み（12件）あるいは進行中（3件）である〔Grain 2012〕。そのひとつの事例が三井物産による大農場経営への参入である。2011年にマラニョン州（北東部）で9864ヘクタール、バイア州（北東部）で9万7057ヘクタール、ミナスジェライス州（南東部）で9700ヘクタールの直営農場経営を開始した。また、中国の国有企業重慶糧食集団（Chongqing Grain Group）もバイア州で20万ヘクタールの農地確保を計画していた。だが、外国人・外国企業による農地取得の動きが加速していることに伴い、2010年8月に政府による意見書（LA-01）が発表され、さらに2011年12月にINCRAよりその内容を反映した基本通達70号（Instrução Normativa/INCRA/No.70）が出され、外国人・外国企業による農地取得に対しINCRAによる監視体制が強化されたことにより、その計画は見直され、中国からの投資の重点は農地ではなく集荷施設や搾油施設等への投資に変更されている。また耕種作物での外国企業の農地買収は、15件中6件がアグリビジネスによる農地取得だが、残り9件が工業（2件）・不動産（1件）・金融（6件）とアグリビジネス以外からの買収で投機的要素が高まっており、これらの点を考察することも今後の課題のひとつである。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 青木公 2002.『ブラジル大豆攻防史——国際協力20年の結実——』国際協力出版会。
- 小池洋一 2007.「ブラジルの大豆産業——アグリビジネスの持続性と条件——」星野妙子編『ラテンアメリカ新一次産品輸出経済論——構造と戦略——』アジア経済研究所。
- 佐野聖香 2004.「ブラジル大規模農業協同組合における付加価値型生産・流通システムの新展開——COAMOにおける事例——」『農業経済研究 別冊』日本農業経済学会 382-388。
- 2005.「現代ブラジル農業生産・流通システム——アグロインダストリーコンプレックス

の発展の意義——」博士論文 立命館大学。

- 2012.「ブラジル農政の性格規定に関する一考察」『東洋大学経済論集』38(1)(12月)121-139。
- 2013.「ブラジルの土地所有構造と土地制度——ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス——」北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』調査研究報告書 アジア経済研究所。
- 西川大二郎 1983.「ブラジルの農業政策とその展開」石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所。
- 本郷豊・細野昭雄 2012.『ブラジルの不毛の大地「セラード」開発の奇跡』ダイヤモンド社。
- 山田七恵 2013.「中国における契約農業の経済的特徴と組織形態の非市場的規定要因——山東省リンゴ果汁輸出企業の事例——」『アジア経済』54(3)72-100。

〈外国語文献〉

- Allen, D. W. and D. Lueck 2003. *The Nature of the Farm: Contracts, Risk and Organization in Agriculture*. Cambridge MA: MIT Press.
- Delgado, G. 2005. “A Questão Agrária no Brasil, 1950-2003.” in *Questão Social e Políticas Sociais no Brasil Contemporâneo*. by L. Jaccoud et al. Brasília: IPEA.
- Frederico, S. 2012. “As Cidades do Agronegócio na Fronteira Agrícola Moderna Brasileira.” *Caderno Prudentino de Geografia* 33 (1): 5-23.
- Gehlen, I. 1991. “Implications of Agrarian Transformation for Class Structure and Class Relations in Southern Brazil.” in *Sowing the Whirlwind: Soya Expansion and Social Change in Southern Brazil*. ed. A. Banck and K. D. Boer. Amsterdam: CEDLA.
- Grupo André Maggi 2012. *Relatório de Sustentabilidade 2012*. Grupo André Maggi.
- Hisano, S, and S. Altoé 2008. “Brazilian Farmers at a Crossroads: Biotech Indoctrination of Agriculture or New Alternatives for Family Farmers?” in *Food*

- for the Few: Neoliberal Globalism and Biotechnology in Latin America.* ed. G. Otero. Austin: University of Texas Press.
- IBGE (Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística) 2006. *Censo Agropecuário*. Rio de Janeiro: IBGE.
- 2008. *Produção Agrícola Municipal*. Rio de Janeiro : IBGE.
- 2009. *Produção Agrícola Municipal*. Rio de Janeiro : IBGE.
- 2010. *Produção Agrícola Municipal*. Rio de Janeiro : IBGE.
- 2011. *Produção Agrícola Municipal*. Rio de Janeiro : IBGE.
- 2012. *Produção Agrícola Municipal*. Rio de Janeiro : IBGE.
- IMEA (Instituto Mato Grossense de Economia Agropecuária) 2013. *Custo Médio Efetivo de Produção de Soja-Safra 2012/2013*. Cuiabá: IMEA.
- Kageyama A. 1996. “O Novo Padrão Agrícola Brasileiro: Do Complexo Rural aos Complexos Agroindustriais.” in *Agricultura e Políticas Públicas*. ed. G. C. Delgado et al. Brasília: IPEA.
- MacDonald, J., J. Perry, M. Ahearn, D. Banker, W. Chambers, C. Dimitri, N. Key, K. Nelson, and L. Southard. 2004. “Contracts, Markets, and Prices: Organizing the Production and Use of Agricultural Commodities.” Agricultural Economic Report No. 837. United States Department of Agriculture, Economic Research Service.
- Mueller, C. C. 1992. “Dinâmica, Condicionantes e Impactos Sócioambientais da Evolução da Fronteira Agrícola no Brasil.” *Revista de Administração Pública* 6 (3): 64-87.
- Mueller, C. C. and G. Martine 1997. “Modernização da Agropecuária, Emprego Agrícola e Exodo Rural no Brasil –A década de 1980.” *Revista de Economia Política* 17(3) : 85-104.
- Nakatani, P., R. N. Faleiros, and N. C. Vargas. 2012. “Histórico e os Limites da Reforma Agrária na Contemporaneidade Brasileira.” *Serviço Social & Sociedade* 110: 213-249.
- PNUD (Programa das Nações Unidas para o Desenvolvimento)/IPEA (Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada)/FJP (Fundação João Pinheiro) Brasil 1998. *Atlas do Desenvolvimento Humano*. Brasília: PNUD/IPEA/FJP.
- 2010. *Atlas do Desenvolvimento Humano*. Brasília: PNUD/IPEA/FJP.
- Prefeitura Municipal de Lucas do Rio Verde 2007. *Plano do Município de Lucas de Rio Verde*. Prefeitura Municipal de Lucas do Rio Verde
- Prowse, M. 2012. *Contract Farming in Developing Countries - A Review*. Paris: AFD.
- Rocha, B. N. 2008. “Posse da Terra e Diferenciação Social em Lucas do Rio Verde (1970-1980).” in XIII Encontro de História ANPUH - Rio de Janeiro. XIII Encontro de História ANPUH - Rio de Janeiro.
- Schneider, J. S. 1999. *Democracia, Participação e Autonomia Cooperativa*. São Leopoldo: UNISINOS.
- Schlesinger, S. 2012. *Cooperação e Investimentos Internacionais do Brasil*. FASE - Solidariedade e Educação.
- Silva, F. P. and L. E. R. Lapo. 2012 “Modelos de financiamento da cadeia de grãos no Brasil.” 2ª Conferência em Gestão de Risco e Comercialização de Commodities.
- UNCTAD 2009. “World Investment Report 2009.” UNCTAD.
- Wilkinson, J. 2010. “Transformações e Perspectivas dos Agronegócios Brasileiros.” *Revista Brasileira de Zootecnia* 39: 26-34.
- Williamson, O. E. 1985. *The Economic Institutions of Capitalism*. New York: Free Press.
- 〈ウェブ記事〉
- GRAIN 2013. “GRAIN releases data set with over 400 global land grabs.” 23 Feb. (<http://www.grain.org/article/entries/4479-grain-releases-data-set-with-over-400-global-land-grabs> 最終アクセス 2014年3月10日)

〈インターネット〉

ABIOVE（ブラジル植物油産業協会）<http://www.abiove.org.br>

Banco Central do Brasil（ブラジル中央銀行）www.bcb.gov.br

CONAB（ブラジル供給公社）<http://www.conab.gov.br>

EXAM（ブラジルビジネス誌）<http://exame.abril.com.br>

IMEA（マツトグロッソ州農業経済研究所）www.imea.com.br

[付記] 本論文は「ラテンアメリカの現代アグリビジネスと土地制度」研究会における成果の一部である。本論文作成にあたり、研究会メンバーをはじめ、2名の査読者から有益なコメントをいただいたことに感謝する。いうまでもなく本稿に含まれる誤りは筆者の責任である。

（東洋大学経済学部准教授，2014年3月14日受領，2015年6月19日レフェリーの審査を経て掲載決定）